

(公印・契印省略)
国海安第43号
令和6年6月28日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 渡田 滋彦 殿

国土交通省海事局安全政策課長
松尾 真治

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年6月28日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国においても、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の規定に基づく関係省令への取入れを通じて安全規制を実施している。

今般、IMOにおいて、産業人員運送の安全に関する国際コード（以下「産業人員コード※」という。）の新規制定及び産業人員コードの義務化を目的とした SOLAS 条約附属書の改正案が採択され、同附属書が令和6年7月1日に発効することに伴い、我が国の国内法令において当該改正内容を担保するため、関係省令について所要の改正を行う必要がある。なお、産業人員コードの適用対象船舶及び産業人員安全証書交付対象の船舶は要件を満たす総トン数 500 トン以上の船舶であるが、国内関連企業からの要望及び産業人員コード中の総トン数 500 トン未満の船舶への本コードの目的及び機能要件の適用を認める記載を踏まえ、総トン数に関わらず要件を満たす船舶について産業人員コードの機能要件を適用する。

※産業人員コード：洋上施設上で作業を行う人員等を運送する船舶に適用する安全基準。

2. 概要

（1）船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）の一部改正

- ①海上に設置される洋上風力関係施設等において業務に従事する人員を、その乗船する船舶以外の船舶又は洋上施設において行われる産業活動のために船舶で運送される人員として「産業人員」と規定し、産業人員及び管海官庁が適当と認める者を「産業人員等」と規定する。また、以下のいずれかの要件を満たす船舶（旅客船及び漁船を除く。）について産業人員コードを適用し、当該船舶を「産業人員等運送船」と規定する。
 - ・12人を超える産業人員を運送する船舶
 - ・旅客及び産業人員等の合計が12人を超え、かつ、産業人員を1人以上含む船舶
- ②産業人員等運送船に関し施設しなければならない船舶安全法第2条第1項の事項及びその標準は、管海官庁が産業人員コードに従って指示するところによらなければならない旨を規定する。
- ③産業人員等運送船の所有者に対して、当該船舶により産業人員等を安全に運送するために必要な資料の作成を義務づける。

（2）海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）の一部改正

産業人員コードの要件に適合していることを示す産業人員等運送船安全証書の交付に必要な手続及び有効期間等について規定する。

（3）小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）の一部改正

小型船舶安全規則の適用除外に（1）の規定を追加し、産業人員等運送船である小型船舶を産業人員コードの適用対象とする旨を規定する。

（4）経過措置

現存船について、所要の経過措置を設ける。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年6月28日（金）

施 行：令和6年7月 1日（月）

○国土交通省令第七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法第九条第一項の規定を実施するため、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令
（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〜第二章の五（略）</p> <p>第二章の六 産業人員等運送船の施設（第十三条の七）</p> <p>第三章〜第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章の六 産業人員等運送船の施設 （産業人員等運送船の施設）</p> <p>第十三条の七 第八条に規定するその他の乗船者のうち産業活動（再生可能エネルギー源その他のエネルギー源の探査若しくは開発、水産養殖又は海洋掘削に関連するもの）であつて、海洋に設けられる工作物又は船舶において行われるものに限る。以下この項において同じ。）に従事する人員（以下この項において「産業人員」という。）を運送する船舶（旅客船、漁船及び産業活動が行われる船舶を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第三十二条第一項第二号ウ及び第五十一条第一項において「産業人員等運送船」という。）に関して施設しなければならない法第二条第一項に掲げる事項及びその標準については、同項の国土交通省令の規定にかかわらず、管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十五章第</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第二章の五（略） （新設）</p> <p>第三章〜第五章（略） （新設）</p> <p>附則 （新設）</p> <p>（新設）</p>

一 規則に規定する産業人員運送の安全に関する国際コードに従つて指示するところによらなければならない。

二 当該船舶において運送される産業人員が十二人を超えること。

三 旅客並びに産業人員及びこれに類する者として管海官庁が適当と認める者（第三十二条第一項第二号ウ及び第五十一条第一項において「産業人員等」という。）の人数の合計が十二人を超えること。

四 前項の管海官庁の指示は、船舶設備規程第四条、船舶区画規程第十条の三、船舶復原性規則第十七条及び第二十三条、船舶救命設備規則第四条、船舶消防設備規則第三条、小型船舶安全規則第四条、船舶防火構造規則第五条、船舶機関規則第三条並びに船舶構造規則第三条の規定により行うものとする。

（書類の提出）
第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ ムム（略）
ウ 産業人員等運送船にあつては、産業人員等の運送を安全に行うための設備その他の事項を記載した書類

三 三六（略）
二 三六（略）
（資料の供与等）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 一四（略）	（略）
十五 産業人員等運送船	当該船舶が産業人員等の運送を安全に行うために必要な事項が記載された資料

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ ムム（略）
ウ 産業人員等運送船にあつては、産業人員等の運送を安全に行うための設備その他の事項を記載した書類

三 三六（略）
二 三六（略）
（資料の供与等）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 一四（略）	（略）
（新設）	（新設）

4 第二項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

5 五七（略）
8 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで、第十四号及び第十五号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

9（略）
10 第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号から第十五号までの上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかなければならない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）
第二条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（定義）
第一条の二（略）
2 二四（略）
15 この省令において「産業人員等運送船」とは、船舶安全法施行規則第十三条の七第一項に規定する産業人員等運送船をいう。

16 この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液

改正前

（定義）
第一条の二（略）
2 二四（略）
15 この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液

客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液

化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書をいう。

17(交付) (略)

第二条 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶及び船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請によりそれぞれ当該各号に掲げる条約証書を交付するものとする。ただし、次項の免除証書により当該条約証書に係る要件の全部を免除された条約証書については、この限りでない。

一(略)

二 総トン数五百トン以上の産業人員等運送船、産業人員等運送船安全証書（第六号の五様式）

2(略)

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一(略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書並びに国際満載喫水線証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2(略)

化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書をいう。

16(交付) (略)

第二条 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶及び船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請によりそれぞれ当該各号に掲げる条約証書を交付するものとする。ただし、次項の免除証書により当該条約証書に係る要件の全部を免除された条約証書については、この限りでない。

一(略)

二 総トン数五百トン以上の産業人員等運送船、産業人員等運送船安全証書（第六号の五様式）

2(略)

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一(略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、並びに国際満載喫水線証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2(略)

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限り。）、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限り。）、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限り。）、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限り。）、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書を受有する船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限り）するものとする。

第十二条 証書発給船級協会が交付する条約証書

臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書を受有する船舶が同条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限り）するものとする。

第十二条 証書発給船級協会が交付する条約証書

臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九條ノ第三項において準用する同法第二十五條ノ第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二條第一項、第三條、第五項、第六項及び第七項、第三條、第七條第一項、第八條並びに第九條の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二條第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三條に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九條ノ第三項において準用する同法第二十五條ノ第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九條ノ第三項において準用する同法第二十五條ノ第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二條第一項、第三條、第五項、第六項及び第七項、第三條、第七條第一項、第八條並びに第九條の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二條第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三條に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九條ノ第三項において準用する同法第二十五條ノ第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

第六号の四様式の次に次の様式を加える。
第6号の5様式(第2条関係)

産業人員等運送船安全証書
INDUSTRIAL PERSONNEL SAFETY CERTIFICATE

番号 第.....号
Certificate No.

この証書は、産業人員等運送船安全証書のための設備の記録(様式IP)によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for the Industrial Personnel Safety Certificate (Form IP)



日本国
JAPAN

改正された1974年の海ににおける人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as amended under the authority of the Government of Japan

船舶の要目

Particulars of ship

- Name of ship
- 船名
- 船舶番号又は信号符字
- 船籍港
- Distinctive number or letters
- Part of registry
- 総トン数
- Gross tonnage
- 国際海事機関船舶識別番号
- IMO Number

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- 該当する場合、□にシ点を付すこと
□ check box if applicable
この条約が上記の条約第XV章第3.1又は3.4規則が適用される船舶として、産業人員運送の安全に関する国際コード第1章第3規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1/3 of the International Code of Safety for Ships Carrying Industrial Personnel as a ship to which regulations XV/3.1 or 3.4 of the Convention apply.
- 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 - この船舶の構造、設備、属具、材質及びその状態が全ての点で満足すること並びにこの船舶が産業人員運送の安全に関する国際コードの関係を規定に適合していること。
the structure, equipment, fittings and materials of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code and
 - 装備されている場合、人員運送設備及びその状態が全ての点で満足すること並びに産業人員運送の安全に関する国際コード第III章第2規則の規定に適合していること。
if fitted, the personnel transfer appliances and arrangement thereof are in all respects satisfactory and comply with the provisions of regulation III/2 of the Code.

2 該当する場合、□にシ点を付すこと

□ check box, if applicable

この船舶が上記の条約第IV章第3.2又は3.3規則が適用される船舶として、産業人員運送の安全に関する国際コード第1章第3規則の規定に従って検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1/3 of the International Code of Safety for Ships Carrying Industrial Personnel as a ship to which regulations XV/3.2 or XV/3.3 of the Convention apply.

1 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:

- 救命設備並びに救命艇、救命用及び救助艇の乗降用品が、産業人員運送の安全に関する国際コードの該当する第IV章第7規則又は第V章第7規則に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with regulation IV/7 or V/7 of the Code, as applicable;
 - この船舶が荷役物の運送が許可されている場合、産業人員運送の安全に関する国際コードの該当する第IV章第8規則又は第V章第8規則の規定に適合していること。
the ship, if permitted to carry dangerous goods, complies with the relevant provisions of regulation IV/8 or V/8 of the Code, as applicable; and
 - 装備されている場合、人員運送装置とその配置及びその状態が全ての点で満足するものであること並びに産業人員運送の安全に関する国際コード第III章第2規則の規定(第2.1.7項を除く)に適合していること。
if fitted, the personnel transfer appliances and arrangement and the condition thereof are in all respects satisfactory and comply with the provisions of regulation III/2 (except for paragraph 2.1.7) of the Code.
- 3 本証書は、乗員総数が60名を超える場合でかつ有毒物質、引火性液体類、又は酸を運送する場合には無効である。
This certificate is not valid for the carriage of toxic products, low-flashpoint products or acids when the total number of persons on board exceeds 60.

この証書は、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until

この証書の基となる検査が完了した日:

Completion date of the survey on which this certificate is based:

.....に於いて発給した

(証書の発給の場所)

Issued at (Place of issue of certificate)

.....(発給の日)

(Date of issue)

.....(管轄官庁 氏名) (印)

年次検査、定期検査及び中間検査に係る責書

Endorsement for annual, periodical and intermediate surveys
産業人員運送の安全に関する国際コード第1章第3規則の規定により要求される検査において、この船舶が産業人員運送の安全に関する国際コードの関係を規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by section 1/3 of the Code, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code:

- 年次検査/定期的検査
Annual/Periodical survey:
- 場所 Date:
- 年次検査/定期的検査
Annual/Periodical survey:
- 場所 Date:
- 年次検査/定期的検査/中間検査
Annual/Periodical/Intermediate survey:
- 場所 Date:

.....(管轄官庁 氏名) (白印)

年次検査/定期的検査/中間検査
Annual/Periodical/Intermediate survey:

場所
Place:
日
Date:

年次検査/定期的検査
Annual/Periodical survey:

場所
Place: (管轄官庁 氏名) (印章)
日
Date: (管轄官庁 氏名) (印章)

上記の条約第 1 章第 14 規則 (c) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.8 項の規定を適用する場合における 5 年未満の期間に
いて発給された証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/14(c) of the Convention or 1.8.8 of
the 2000 HSC Code applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 1 章第 14 規則 (c) 又は
2000 年の HSC コード第 1.8.8 項の規定に従って まで効力を有す
るものとする。

The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with
regulation I/14(c) of the Convention or 1.8.8 of the 2000 HSC Code, be accepted as valid until

場所
Place:
日
Date: (管轄官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の条約第 1 章第 14 規則 (d) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.9 項の規定を適用する場合における
裏書
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/14(d) of the Convention or 1.8.9 of the 2000
HSC Code applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 1 章第 14 規則 (d) 又は
2000 年の HSC コード第 1.8.9 項の規定に従って まで効力を有す
るものとする。

The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with
regulation I/14(d) of the Convention or 1.8.9 of the 2000 HSC Code, be accepted as valid until

場所
Place:
日
Date: (管轄官庁 氏名) (印章)

上記の条約第 1 章第 14 規則 (e) 又は (f) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.10 項の規定を適用する場合における検査港に
到着するまでの期間又は航行期間について証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where
regulation I/14(e) or I/14(f) of the Convention or 1.8.10 of the 2000 HSC Code applies

この証書は、上記の条約第 1 章第 14 規則 (e) / (f) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.10 項の規定に従って
まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/14(e)/I/14(f) of the Convention or 1.8.10 of the 2000 HSC Code, be
accepted as valid until

場所
Place:
日
Date: (管轄官庁 氏名) (印章)

上記の条約第 1 章第 14 規則 (h) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.12 項の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上
げるための裏書
Endorsement for advancement of anniversary date where regulation I/14(h) of the Convention or 1.8.12 of the 2000 HSC
Code applies

上記の条約第 1 章第 14 規則 (h) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.12 項の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with regulation I/14(h) of the Convention or 1.8.12 of the 2000 HSC Code, the new anniversary date is

場所
Place:
日
Date: (管轄官庁 氏名) (印章)

上記の条約第 1 章第 14 規則 (h) 又は 2000 年の HSC コード第 1.8.12 項の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with regulation I/14(h) of the Convention or 1.8.12 of the 2000 HSC Code, the new anniversary date is

場所
Place:
日
Date: (管轄官庁 氏名) (印章)

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE INDUSTRIAL PERSONNEL SAFETY CERTIFICATE (FORM IP)

産業人員等運送船安全証書のための設備の記録 (様式 IP)
この設備の記録を、常に産業人員等運送船安全証書に添付しなければならない。

THE INTERNATIONAL CODE OF SAFETY FOR SHIPS CARRYING INDUSTRIAL PERSONNEL
RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH

1 船舶の要目
PARTICULARS OF SHIP

Name of ship
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters
搭載を認められた人数
Total number of persons on board
for which certified

2 救命設備の詳細
DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

備えている救命設備		総計	人分
1	Total number of persons for which life-saving appliances are provided		
2	救命艇の総数	左舷 Port side	右舷 Starboard side
2.1	救命艇に収容される人数の総計		
	Total number of persons accommodated by them		

2.2	部分閉型救命艇 (該当する SOLAS 条約第 111 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード 下第 8.10 項及び ILSA コード 4.5 部) の数 Number of partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation II/21 or II/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and ILSA Code, section 4.5)	
2.3	自己短時間閉型救命艇 (該当する SOLAS 条約第 111 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード 下第 8.10 項及び ILSA コード 4.5 部) の数 Number of self-igniting partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation II/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and ILSA Code, section 4.5)	
2.4	全閉型救命艇 (該当する SOLAS 条約第 111 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード 下第 8.10 項及び ILSA コード 4.6 部) の数 Number of totally enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and ILSA Code, section 4.6)	
2.5	その他の救命艇 Other lifeboats	
2.5.1	数 Number	
2.5.2	型 Type	
3	発動機付救命艇の数 (この救命艇の総数に含まれる。) Number of motor lifeboats (included in the total lifeboats shown above)	
3.1	探照灯を取り付けた救命艇の数 Number of lifeboats fitted with searchlights	
4	救命艇の数 Number of rescue boats	
4.1	2 の救命艇の総数に含まれる救命艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above	
5	救命いかだ Life rafts	
5.1	承認された進入装置を必要とする救命いかだ Those for which approved launching appliances are required	
5.1.1	救命いかだの数 Number of life rafts	
5.1.2	救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them	
5.2	承認された進入装置を必要としない救命いかだ Those for which approved launching appliances are not required	
5.2.1	救命いかだの数 Number of life rafts	
5.2.2	救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them	
6	降下式乗込装置の数 Number of Marine Evacuation Systems (MES)	
6.1	降下式乗込装置に収容される人数 Number of persons accommodated by them	
7	救命浮器 Buoyant apparatus	
7.1	浮器の数 Number of apparatus	
7.2	浮器を支えられる人数 Number of persons capable of being supported	
8	救命浮環の数 Number of lifebuoys	
9	救命胴衣の数 (総数) Number of lifejackets (total)	
9.1	大人用救命胴衣の数 Number of adult lifejackets	
9.2	子供用救命胴衣の数 Number of child lifejackets	
9.3	幼児用救命胴衣の数 Number of infant lifejackets	

10 イマージョン・スーツ
Immersion suits
10.1 総数
Total number
11 保溫具の数
Number of thermal protective aids

この記録が全ての点において正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

ISSUED AT (証書の発給の場所)

(Date of issue) (発給の日)

(管海官庁 氏名) (印影)

第三条 小型船舶安全規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(適用)</p> <p>第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に關し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定(船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第三百十一條の二十一の二並びに船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第二章の三及び第二章の六の規定を除く。)にかかわらず、この省令の定めるところによる。</p>	<p>(適用)</p> <p>第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に關し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定(船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第三百十一條の二十一の二及び船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第二章の三の規定を除く。)にかかわらず、この省令の定めるところによる。</p>

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年七月一日(次項において「施行日」という。)から施行する。(経過措置)

2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第三条の規定による小型船舶安全規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。